

内閣総理大臣 安倍 晋三 様

国際婦人年連絡会 世話人 山口みつ子
實生 律子
紙谷 雅子

「女性の活躍推進法」はすべての女性を対象とすること

私たち国際婦人年連絡会は 1975 年の国際婦人年以來、超党派で男女平等を実現するため活動を続けている NGO 女性団体です。

先の 187 臨時国会に上程された「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律案」は、男女雇用機会均等法において「男女労働者間に事実上生じている格差を解消するための自主的かつ積極的な取組を行う事業主に対し、国は相談その他の援助を実施」とされているポジティブアクションを義務化する方向であり、一定の評価をいたしました。

しかし、今や女性労働者の約 6 割を占める非正規労働については何ら触れておらず、すべての女性を対象にした法律にするべきです。

先の臨時国会では、廃案とされましたが、去る 2 月 20 日、同文のまま閣議決定されました。今国会では、下記の要望を取り入れた法律にするよう要望します

記

1. 真に「女性が活躍できる」ためには、「男女にとってのワーク・ライフ・バランス」「女性の貧困をもたらしている男女賃金格差の是正」、そして「非正規労働者の待遇改善」が最も必要であるため、これを「目的」に記載すること

1. 女性だけのワーク・ライフ・バランスではなく、「男女」であることを明記すること

1. 女性が輝き、すなわち自立するためには、スキルに見合った処遇が不可欠である。そのために事業主の責任による職業訓練等の実施、非正規労働の処遇改善、同一価値労働同一賃金の実行につながる記載とすること

1. 事業主行動計画策定における状況把握項目には、労働時間の男女格差（残業時間を含む）、コース別の男女別採用・配置実績、男女の昇進・昇格実績、男女の賃金格差、男女別平均勤続年数、男女別役職者比率、男女の非正規労働者の割合の追加および公表を義務づけること。

1. 実効性を高めるために、国における指導の徹底を図り、改善効果がみられない事業主に対しての勧告措置を明記すること。

以上